



平成 20 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 新輝合成株式会社
代表者名 代表取締役社長 山下 陽子
(JASDAQ・コード：7929)
問合せ先 取締役管理部長 久保田 政光
電話番号 048 - 556 - 6161

Blue River 株式会社による当社株式の公開買付けの結果に関するお知らせ

Blue River 株式会社は、平成 20 年 9 月 2 日（火曜日）から平成 20 年 10 月 16 日（木曜日）までの 30 営業日において当社株式に対し公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

平成 20 年 10 月 17 日

各 位

B l u e R i v e r 株 式 会 社
代 表 取 締 役 山 下 陽 子

新輝合成株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、新輝合成株式会社（JQ：7929、以下「対象者」といいます。）株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を平成 20 年 9 月 2 日から実施しておりましたが、本公開買付けが 10 月 16 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

Blue River 株式会社

東京都中央区明石町 7 番 8 -1302 号

(2) 対象者の名称

新輝合成株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類及び買付予定の株券等の数

買付け等に係る株券等の種類 普通株式

買付予定の株券等の数	株式に換算した買付予定数	2,216,095 株
	株式に換算した買付予定数の下限	- 株
	株式に換算した買付予定数の上限	- 株

(注 1) 応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人（日興コーディアル証券株式会社）を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。なお、会社法にしたがって株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。したがって、本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数、対象者が平成 20 年 8 月 14 日に提出した第 52 期第 1 四半期報告書に記載された平成 20 年 6 月 30 日現在の発行済株式数（7,734,270 株）から、対象者が平成 20 年 6 月 26 日に提出した第 51 期有価証券報告書に記載された平成 20 年 6 月 26 日現在の自己株式数（18,605 株）を控除した株式数（7,715,665 株）となります。但し、対象者の筆頭株主である山下陽子氏（所有株式数：2,055,700 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：26.58%）対象者の第二位株主である山下勝司氏（所有株式数：1,784,234 株、所有割合：23.07%）

対象者の第三位株主である山下鶴夫氏（所有株式数：1,659,636 株、所有割合：21.46%）（以下山下陽子氏、山下勝司氏及び山下鶴夫氏を総称して「創業家一族」といいます。）は、公開買付者との間で本公開買付けに応募しなかったため、創業家一族の所有株式数 5,499,570 株を控除した場合は、最大 2,216,095 株となります。

（４）公開買付期間

平成 20 年 9 月 2 日（火曜日）から平成 20 年 10 月 16 日（木曜日）まで（30 営業日）

（５）買付け等の価格

1 株につき、金 400 円

２．買付け等の結果

（１）応募の状況

株式に換算した買付予定数	2,216,095 株
株式に換算した買付予定数の下限	- 株
株式に換算した買付予定数の上限	- 株
応募株券等の数	2,077,000 株
買付け等を行う株券等の数	2,077,000 株

（２）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（３）買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	5,498 個	（買付け等前における株券等所有割合 71.27%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	2,077 個	（買付け等後における株券等所有割合 26.93%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	5,498 個	（買付け等後における株券等所有割合 71.27%）
対象者の総株主等の議決権の数	7,666 個	

（注１）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第52期第1四半期報告書（平成20年8月14日提出）記載の「総株主の議決権」の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としており、また、山下陽子氏、山下勝司氏及び山下鶴夫氏（以下「創業家一族」といいます。）は本公開買付けに応募しなかったため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成20年6月30日現在の発行済株式数（7,734,270株）から、対象者が平成20年6月26日に提出した第51期有価証券報告書に記載された平成20年6月26日現在の自己株式数（18,605株）及び本公開買付けに応募しなかった創業家一族が所有する単元未満株式の数（1,570株）を控除した株式数（7,714,095株）に係る議決権の数7,714個（対象者の単元株式数は1,000株です。）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

（注２）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、それぞれ小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金

約 831 百万円

(6) 決済の方法及び開始日

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

決済の開始日 平成 20 年 10 月 22 日(水曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人(日興コーディアル証券株式会社)から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金いたします。

(7) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

Blue River 株式会社

東京都中央区明石町 7 番 8 -1302 号

株式会社ジャスダック証券取引所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 9 号

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書において記載しておりましたとおり、本公開買付けで、創業者一族が所有する対象者株式を除いた対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を取得することができなかったため、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者及び創業家一族(以下「公開買付者等」といいます。)の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式(自己株式を除きます。)の総数となるよう一連の手続(以下「本手続」といいます。)を行うことを企図しております。

具体的には、公開買付者は、定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、及び対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記乃至を同一の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、対象者はかかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成 20 年 12 月頃に開催される見込みです。

なお、公開買付者は、創業家一族と合わせて、対象者の総議決権の98.20%を所有することになり、上記各手続を採用することが決定された場合、公開買付者等は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者等の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう公開買付者等以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記 乃至 の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めにしたがって、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記 の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めにしたがって、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者は、上記 乃至 の方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者株主による対象者の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を対象者に対して要請する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者は、公開買付者等の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となるよう、公開買付者等以外の対象者の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。

また、公開買付者は、これらの手続を行った後、対象者を存続会社とし、公開買付者を消滅会社とする吸収合併等のグループ内組織再編を実施することを計画しております。

なお、対象者株式は、株式会社ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、公開買付者は、前述の方法に従い、公開買付者等の所有に係る対象者株式の合計が、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数となることを予定しておりますので、その場合には対象者株式に係る株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式に係る株券を株式会社ジャスダック証券取引所において取引することができません。

以 上